

社会福祉法人なかまの里福社会  
評議員の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、評議員の報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 報酬の額は、日額2,000円とする。

2 交通費は、次の通りの日額とする。

- |                   |        |
|-------------------|--------|
| (1) 片道10km未満      | 1,000円 |
| (2) 片道10km～20km未満 | 1,500円 |
| (3) 片道20km以上      | 2,000円 |

(報酬及び支給方法)

第3条 報酬は、評議員会およびその他理事長が必要と認める会（以下「評議員会等」という。）に出席した場合、前条に定める額を支給する。

2 前項の報酬の支給は、年度末支払いとする。

(費用弁償)

第4条 評議員が出張したときは、交通費及び宿泊費の最も経済的な経路及び方法による実費を支給する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。